

一般社団法人 データマネジメント協会日本支部 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人データマネジメント協会日本支部（以下「当法人」という）定款第2章の規定に基づき、当法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 当法人の会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書を管理担当理事に提出しなければならない。

2 当法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に定款で定める会員資格に応じて理事会において決定する。

(1) 当法人の目的に賛同するものであること。

(2) データ管理の概念、製品、技術に現在興味を持ち、それらを活用していること。または、活用する予定であること。

(3) 当法人の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(4) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 理事会において入会の可否を決定したときは、メール等により、入会申込者に通知しなければならない。

4 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録、管理しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 入会者は、入会后すみやかに会費規程第3条に定める会費を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、個人参加の学生は会費の支払を要しない。ここで言う学生とは、未就労の大学生以下を指す。

(退会)

第4条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 会費請求後、理事会の設定した納入期限までに未納会費があるとき、その他定款で定める場合には、当該会員は退会したものとみなす。

3 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(継続)

第5条 新年度が始まる1ヶ月前までに既会員に管理担当理事より継続の案内および会費の請求を行う。

2 会費等の領収書については、依頼のあった場合のみ財務担当理事が発行を行う。

3 法人会員については、財務担当理事から請求書を送付する。

(会員の種別)

第6条 個人会員は、就業の有無に関わらず登録可能とする。

- 2 個人会員の登録情報に変更が生じた場合は、速やかに管理担当理事まで届け出るものとする。
- 3 法人会員は、企業もしくは企業の一部門、または教育機関等を対象とする。
- 4 法人会員は、会員登録にあたって法人会員単位に代表者1名を選任すること。
- 5 法人会員は、1口5名単位（代表者1名＋メンバー4名）での記名登録を可能とする（記名登録会員と称する）。記名登録会員は5名に満たなくとも良いが、6名以上登録する場合は、5名単位で1口の申し込みを必要とする。
- 6 法人会員の記名登録会員は、会員申請を行った法人または団体の連結対象法人の役員および従業員に限定する。
- 7 法人会員であっても、分科会等の活動単位は記名登録会員個人の単位とする。
- 8 法人会員の記名登録会員が退任する際は、代替となる会員を指名できる。この場合退任する会員は、この法人会員権利下での当法人の会員利益を得られなくなるものとする。
- 9 法人会員の登録情報に変更（記名登録会員の変更含む）がある場合は、速やかに管理担当理事まで連絡すること。

（投票）

第7条 理事選出、定款、規程改訂を含む正式議決または、その他正式な議決には投票が必要となる。

当法人の個人会員として登録されている個人は、それぞれ1票の投票権を持つ。

- 2 法人会員は1団体につき1票の投票権を持つ。
- 3 正式決議は、定款の定める社員総会で決議される。

（非会員の支部会議参加費）

第8条 非会員は初回を除き、当法人の開催する会議に参加するごとに3,000円の参加費を支払うものとする。

- 2 当法人の開催する会議の内容によって、参加費を理事会にて個別に変更できるものとする。

（変更）

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。